

小中学校の学校図書館・図書室への人の配置に関する アンケート集計結果



2012年度から小中学校の学校図書館関係の地方財政措置に、従来の図書整備費に加え、新聞配備・学校司書配置のための措置が講じられています。このうち、学校司書に関しては、「1週あたり30時間・概ね2校に1人配置が可能」な総額150億円の措置です。学校司書に関する財政措置が行われたという点では、大きな前進をしました。

子どもと本をつなぐために、学校司書をはじめとする学校図書館・図書室に関わる「人」が必要です。さらに、「専門・専任・正規」の有資格者を配置することは教育効果の面からも望ましいことですが、財政措置がなければそれを実行することは出来ません。その点でも、今回の財政措置はその実現に向けた大きな前進と捉えています。

この財政措置をさらに有効にしていくために、全教図書館職員対策部では、この予算措置がどのように使われているのか・学校図書館・図書室の人の配置の現状はどうなっているのかについて2013年9月から全国的な調査をおこない、その集計結果がこのほどまとまりました。

お忙しい中、アンケートにご協力いただいたみなさまに感謝するものです。

2014年 10 月

全日本教職員組合（全教）学校図書館職員対策部

〒102-0084 東京都千代田区 二番町12-1全国教育文化会館3F
Tel.03-5211-0123 Fax 03-5211-0124

小中学校の学校図書館・図書室への人の配置に関する アンケート集計結果

アンケートにご協力いただいたみなさま、学校図書館の充実を願うみなさま

私たち全日本教職員組合学校図書館職員対策部が取り組んだ2013年度「小中学校の学校図書館・図書室への人の配置に関するアンケート」は、全国1741自治体のうち、349自治体から回答を得ることができました。

このとりくみは、昨年9月から11月にかけて、全教の都道府県組織および支部・単組から当該市区町村教育委員会宛に「アンケート」を送付等し、その回答をもとに、全教で集計し結果としてまとめたものです。お忙しい中、ご協力いただいた皆様に感謝申し上げますとともに、その結果をご報告いたします。また、第186回通常国会では「学校図書館法の一部を『改正』する法律」（2015年4月1日施行）が成立し、第6条で新たに「学校司書」が法的に位置づけられ、このアンケート結果が、「専門・専任・正規」の職員が学校図書館に配置されとりくみに活用されることを願うものです。

さて、読書が子どもたちにとって、またその成長にとって有益な時間であることは周知の事実です。その読書を促すために、子どもたちと本をつなぐ専任の職員が必要です。また、情報化社会がますます進行している中、学校では、それに対応するためにも様々な情報を扱う調べ学習などを様々な教科で取り入れています。子どもたちのそうした学習を進める上では、本のことをよく知っている専門の職員が学校図書館・学校図書室にいることは、とても大事です。そして、それらの職員は、子どもたちがいる間は可能な限り学校図書館に在室できるようにすべきです。また、子どもたちの経年変化を見守っていくためにも短期雇用ではなく継続的かつ長期にそこに在室できるようにすべきです。そのためにも、正規の職員が配置されることが不可欠です。

私たちは、上記のような「専門・専任・正規」の職員が学校図書館に配置されることが、子どもたちの学びにとって必要なことであることから、今後も運動を続け、署名活動や、文科省交渉など、「専門・専任・正規」の職員めざして取り組んでいきます。

2014年10月 全日本教職員組合（全教） 中央執行委員長 北村 佳久
学校図書館職員対策部部长 畑山 和則

<調査結果の概要と、私たちの主張>

調査結果から、次のような状態を指摘できます。

- ① やはり、学校図書館に司書・担当職員がいることの教育的効果に対する共通理解は広まり、配置が徐々に増えています。この点では、特に自治体での多くの努力が見られます。
- ② その配置された司書・担当職員は非正規が中心であり、有資格の司書ではなく、資格を問わない担当職員が多い傾向にあります。
- ③ 自治体独自の予算では限界があります。国による予算措置の継続・増額と、使いやすい補助を望んでいる現実があります。

そこで、子どもたちのために学校図書館のさらなる改善・充実を求めて、次の点を要望します。

- ④ 学校図書館に司書・担当職員の配置を促進させるために、財政措置も含めたより一層の努力を国並びに地方自治体に求めます。
- ⑤ 司書・担当職員の配置は、原則として「学校司書（有資格の学校図書館職員）」（以下、この意味で私たちが解説の中で使用する場合、学校司書と略します）が法的に位置づけられた中、「専門・専任・正規」の雇用を求めます。

なお、以下は、通常の明朝体が質問文です。円グラフや数字入りの表が結果、ゴシック体の部分が解説です。

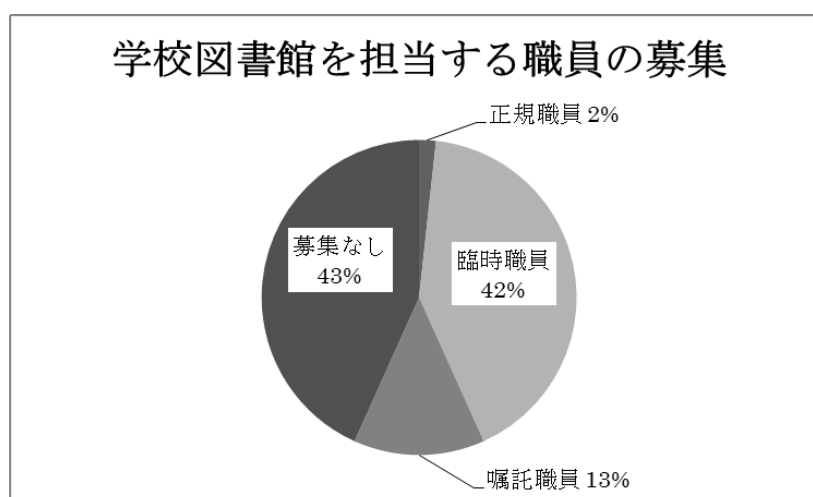
1. 貴教育委員会管内の小中学校について、その学校の学校図書館・図書室（以下、学校図書館とします）に人は配置されていますか。以下の質問にお答え下さい。なお、司書教諭（2に設問あり）は除いてお答え下さい。

①学校図書館を担当する職員の募集時の内容についてお聞かせ下さい。

雇用形態	職名	募集時の資格要件	雇用主	備考
正規職員				
臨時職員				
嘱託職員				

【回答集計】

採用	自治体数
正規職員	6
臨時職員	145
嘱託職員	47
募集なし	151
合計	349



【解説】

募集する時点から、臨時であることを前提にしている自治体が圧倒的に多いです。正規はわずか2%しかありません。また、募集さえしていない自治体も43%あります。配置数から考えると、募集していない自治体は、すでに雇用されていて飽和状態であるから募集していないというわけではなく、配置のない自治体と考えられます。結果として、募集・雇用している自治体としていない自治体との差が大きい結果が出ています。

②現在の状況についてお聞かせ下さい。

校種	学校数	配置校数	配置されている人数						備考
			司書 (正規)		司書 (臨時・嘱託)		担当職員		
			専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務	
小学校									
中学校									
特別支援									

*この質問における司書とは、図書館司書の資格を持った人を指します。

*「担当職員」とは、自治体によっては「支援員」など呼び方が違うようですが、ここでは司書の資格を持って

いないけれど学校図書館の仕事に従事する人を指します。募集段階では、資格は要件としていなかった場合、有資格者が応募してきて採用されている場合でも、こちらでお答え下さい。

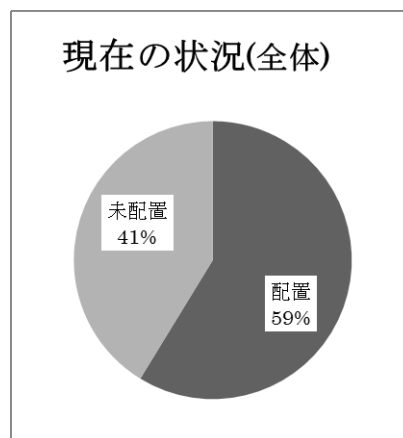
*専任とはその学校にのみ勤務する場合、兼務とは他校と兼務している場合を指します。ただし、校内で事務職員と兼務して両方の仕事をしている場合は兼務とお答えの上、その人数は、備考に「事兼 人」等とお書き下さい。

*なお、特に定義を改めてしない場合、上記①～②の定義はそのまま以下の質問にも継続します。

【回答集計】

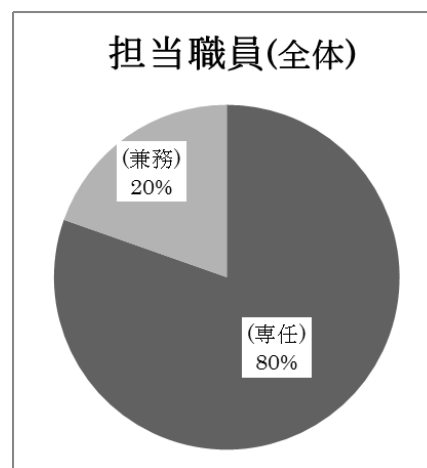
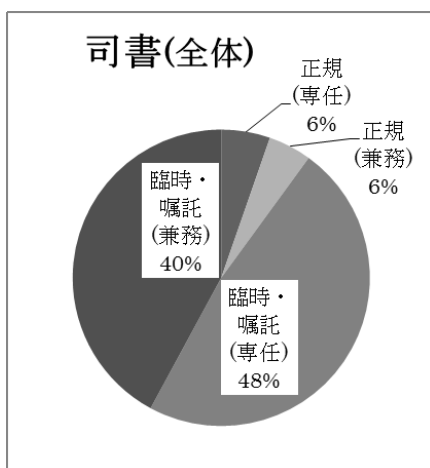
設問1 ②現在の状況について

	小学校	中学校	特別支援	合計
配置	2,100	978	3	3,081
未配置	1,470	676	18	2,164
学校数	3,570	1,654	21	5,245



司書	小学校	中学校	特別支援	合計
正規(専任)	46	13	0	59
正規(兼務)	41	11	0	52
臨時・嘱託(専任)	363	168	0	531
臨時・嘱託(兼務)	345	120	2	467

担当職員	小学校	中学校	特別支援	合計
(専任)	1,002	462	1	1,465
(兼務)	252	105	0	357



【解説】

学校図書館に司書もしくは担当職員が配置されている学校の割合は、59%であり、半数を上回っていることは、評価すべきことです。しかし、正規はわずかに12%で、しかもその半数は兼務です。

さらに細かく見ると、司書(有資格者)の場合、正規・非正規を問わず兼務の割合が約半数である等、兼務が多いのが特徴です。逆に、担当職員(無資格者)の場合、専任が80%を占めます。

このことは、有資格者はより多くの学校で関わって欲しいという行政側の願いも推測できます。ただ、それがフルタイムで一つの学校にすることが出来ない現実を生んでいるとしたら、問題です。学校図書館への司書・担当職員の配置の貧困さを象徴しています。

2. 貴教育委員会管内の小中学校について、司書教諭は配置されていますか。「1」と同じく、今年度の数をお答え下さい。なお、12学級以上は法的に配置が定められている関係で、規模別にお答え下さい。

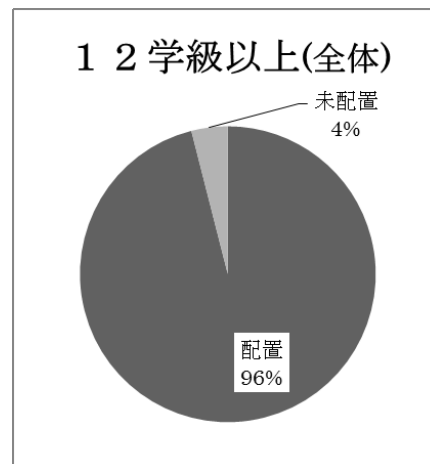
	小	中	特別支援	備考
貴教委管内の学校総数				

① 12学級以上の学校

校種	学校数	司書教諭 配置校数	その配置校の中で		司書教諭の勤務の様子（持ち時間数）		
			司書 配置校数	担当職員 配置校数	専任 持ち時間0	軽減 10時間以下	通常勤務 軽減なし
小学校							
中学校							
特別支援							

【回答集計】

	小学校	中学校	特別支援	合計
司書教諭配置	1,901	824	11	2,736
未配置	72	35	6	113
学校数	1,973	859	17	2,849



【回答集計・小学校・司書教諭配置1901校で】

	校数	割合
司書配置	559	29.4
職員配置	627	33.0
合計	1186	62.4

【回答集計・中学校・司書教諭配置824校で】

	校数	割合
司書配置	249	30.2
職員配置	258	31.3
合計	507	61.5

【解説】

12学級以上の学校はほぼ法定通りで、司書教諭が全校配置に近い実態です。ただ、未配置校があるのは、逆に問題ではないでしょうか。ただ、「…図書館の司書教諭の先生が今平均で週当たり約1時間しかいられない…」(14年6月19日、参院文科委員会・大臣政務官答弁)からすると司書教諭が実際、図書室の仕事をすることは不可能です。

小学校配置の1901校中、司書又は職員配置校は、1186校・62.4%。中学校配置の824校中、司書又は職員配置校は、507校・61.5%。1②ですでに説明しましたが、全校のうち59%の学校に配置されていると考えると、ほぼ平均通りとも言えます。実態を考えると、「司書教諭がいるから、司書または職員を配置しない」という理由にはなっていません。

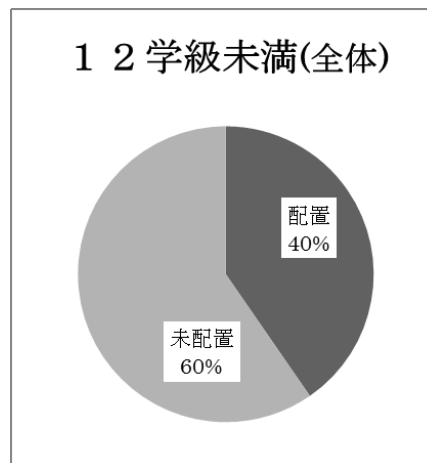
また、司書教諭が授業・特別活動などに学校図書館を活用しようとするほど、司書又は職員が必要であることが明らかです。その点では、より一層の配置の充実が求められます。

② 1 2 学級未満の学校

校種	学校数	司書教諭 配置校数	その配置校の中で		司書教諭の勤務の様子（持ち時間数）		
			司書 配置校数	担当職員 配置校数	専任 持ち時間 0	軽減 10時間以下	通常勤務 軽減なし
小学校							
中学校							
特別支援							

【回答集計】

	小学校	中学校	特別支援	合計
配置	578	308	1	887
未配置	878	423	9	1,310
学校数	1,456	731	10	2,197



【回答集計・小学校・司書教諭配置578校で】

	校数	割合
司書配置	225	38.9
職員配置	253	43.8
合計	478	82.7

【回答集計・中学校・司書教諭配置308校で】

	校数	割合
司書配置	103	33.4
職員配置	142	46.1
合計	245	79.5

【解説】

1 2 学級未満の学校には、司書教諭の発令が義務づけられていないこともあり、約60%の学校に未発令です。しかし、逆に言えば、発令義務がなくても約40%の学校に司書教諭が発令されているとも言えます。これは、地教委や校内の努力もあると思われます。しかし、そもそも、なぜ1 2 学級未満の学校には司書教諭が必要ないのでしょうか。図書館で本と子どもをつなぐのは、学級数に関わりなく必要な仕事です。この配置基準自体の見直しも求めます。

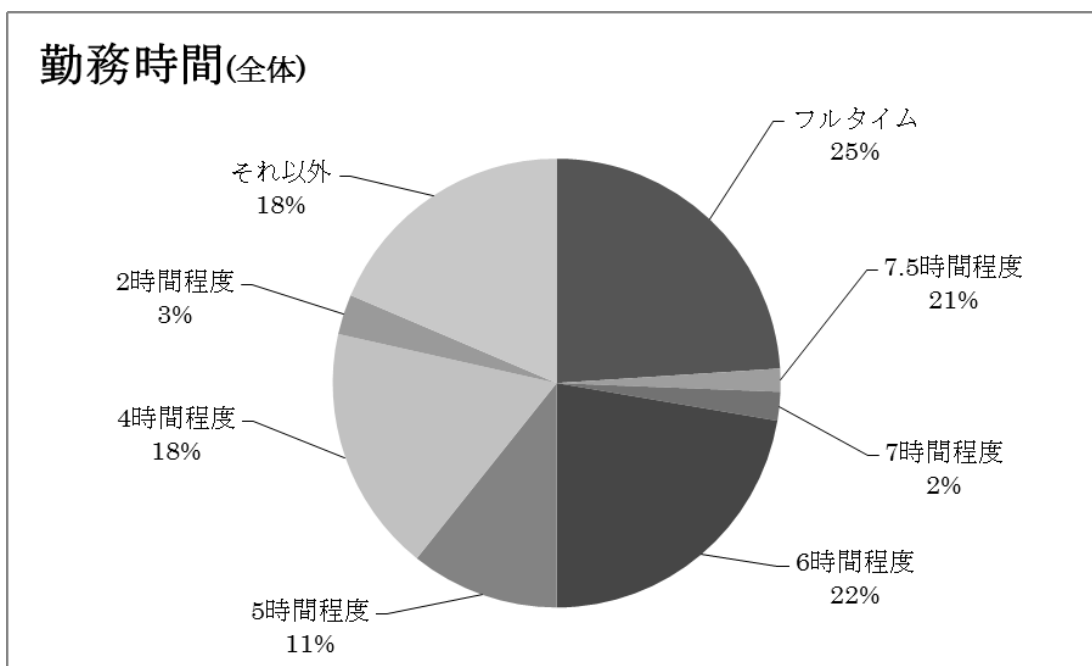
なお、小学校での司書教諭発令の578校中、司書又は職員配置校は、478校・82.7%。中学校での司書教諭発令の308校中、司書又は職員配置校は、245校・79.5%。この割合を司書又は職員の配置の全体割合と比較して考えると、司書教諭発令義務のない1 2 学級未満の学校では、司書教諭が発令されていれば司書又は職員の配置の割合もそれなりに高くなっています。司書教諭が授業・特別活動などに学校図書館を活用しようとするほど司書又は職員が必要であることを本問①の所でも指摘しましたが、1 2 学級未満の学校の配置実態からも逆に裏付けられていると考えられます。

②配置されている人の勤務時間は、どうなっていますか。（複数校兼務の場合で学校によって条件が違ふ場合、基本的な時間でお答え下さい。）

- i 司書（正規）の場合 ii 司書（臨時・嘱託）の場合 iii 担当職員の場合
 1. フルタイム 2. 一日6時間程度 3. 一日4時間程度
 4. 一日2時間程度 5. それ以外（ ）

【回答集計】

	司書（正規）	司書（臨時・嘱託）	担当職員	合計
フルタイム	12	17	27	56
7.5時間程度	0	2	2	4
7時間程度	1	3	1	5
6時間程度	3	29	22	54
5時間程度	2	12	12	26
4時間程度	0	15	28	43
2時間程度	0	3	4	7
それ以外	4	14	27	45



【解説】

勤務時間は、フルタイムが25%。約4人に一人の状況です。6時間程度が、それに次いでいます。合計すると、ほぼ半数が6時間以上です。こうした点は、正規・非正規を含めて「司書又は職員」が配置されている学校の半数では、子どものいる時間帯はほぼ図書館が開いている状況を創り出しています。しかし、逆に言えば、半数では、子どものいる時間帯に合わせられていない現実も指摘できます。子どもの利用する前の準備時間等を考えると、利用が予想される時間以外の勤務も必要であると考えます。実際に、利用予定の教職員や公立図書館との連絡調整などを行っている場合、勤務時間外になってしまう実態も報告されています。

正規の司書の場合、22人中12人がフルタイムです。正規なのにフルタイムでないということは、他校や他の勤務との兼務であることが想像されます。逆に当然とは言え、非正規になると、6時間や5時間などフルタイムではなく短時間勤務の割合が高くなります。こうした点を改善し、非正規だから短時間勤務で良いとはせずに、可能な限り子どもたちが学校にいる時間は図書室を開室できる勤務時間での採用努力が必要です。

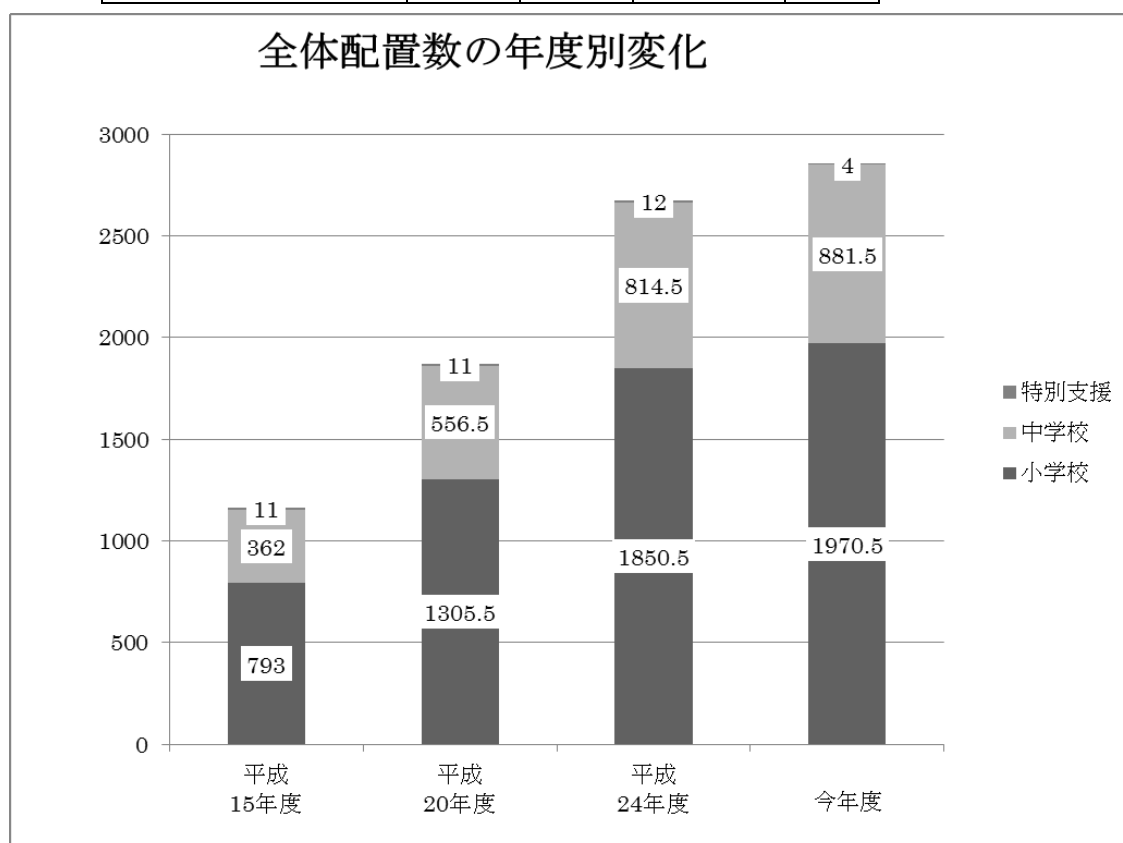
③貴教委の中での全体の配置の数は、どう変化していますか。下記の表でお答え下さい。

	平成15年度 2003年度	平成20年度 2008年度	平成24年度 2012年度	今年度	備考
小学校					
中学校					
特別支援					

*司書・担当職員合計の数でお答え下さい。もし区別できるのであれば、その旨わかるように御記述いただければと思います。

【回答集計】

全体配置数の年度別変化	小学校	中学校	特別支援	合計
平成15年度	793	362	11	1,166
平成20年度	1,305.5	556.5	11	1,873
平成24年度	1,850.5	814.5	12	2,677
今年度	1,970.5	881.5	4	2,856



【解説】

約10年前の平成15年度から比べると、全体数で2倍以上と大きく伸びているのが分かります。全体数で2倍以上。小学校では伸び方が少し鈍っていますが、中学校ではなお伸びつつあります。図書館を使用する学習（調べ学習など）の増加や、読書の大切さなどの理解の広がり、人の配置が必要であるとの共通理解を生み、配置が進んでいる結果だと思われます。

平成15年から20年にかけての伸び率は、小学校で64%、中学校で54%。平成20年から25年の5年間ではその伸び率は、小学校で51%、中学校では58%。平成24年から25年にかけての一年間だけで考えると、小学校で6%の伸び、中学校では8%の伸びです。小学校では伸び率が少し鈍っていますが、中学校では徐々に増えていることも特徴です。継続的な配置が必要です。

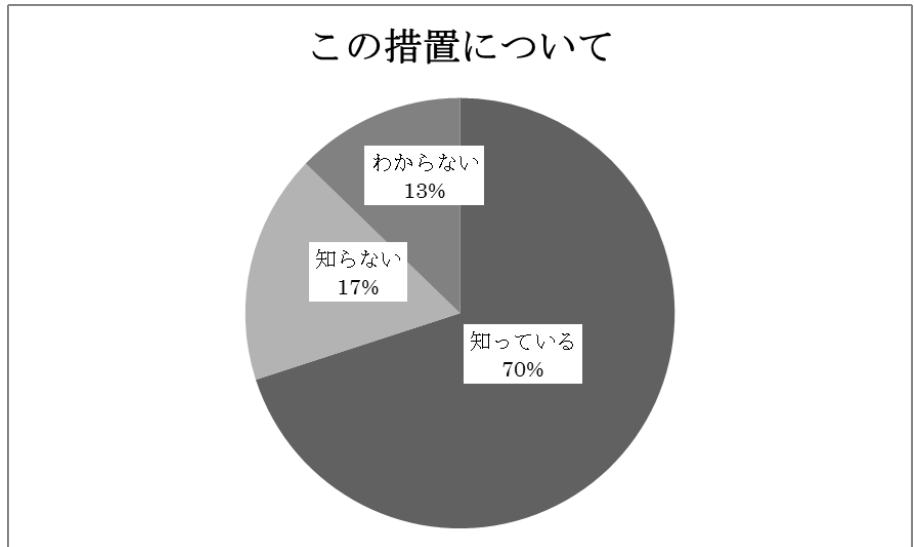
4. 平成24年度から2年連続で小中学校の学校図書館関係の地方財政措置に、学校司書に関しては、「1週あたり30時間・概ね2校に1人配置が可能」な総額150億円の措置がされています。この措置による貴委員会への現状をうかがいます。

①この措置がされていることはご存じでしたか。

1. 知っている 2. 知らない 3. わからない

【回答集計】

	実数	割合
知っている	203	70.0
知らない	50	17.2
わからない	37	12.8



* 1と答えられた方は②へ、2～3と答えられた方は③へお進み下さい。

② (①で「1」と答えられた方に) この措置を利用して、学校図書館への人の配置について何か新たな施策をされましたか。

1. 利用している

具体的に [

]

費用は [

] 円程度

2. 利用していない

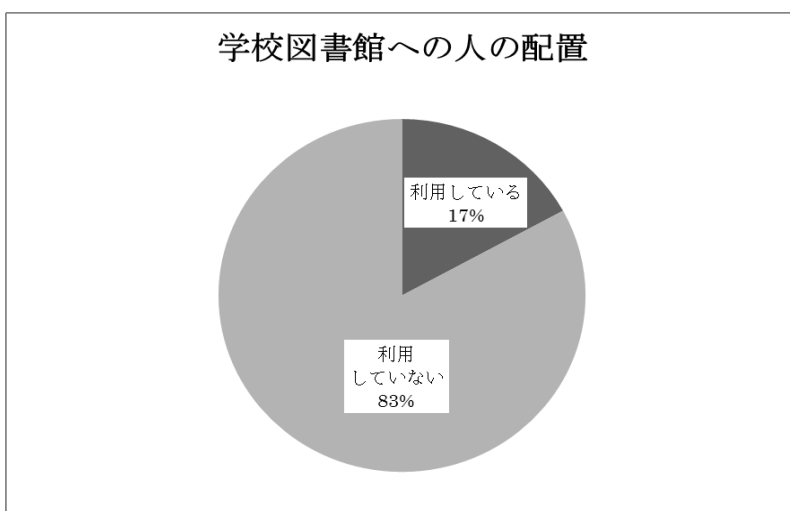
理由 [

]

【回答集計・知っている203名に対して】

	実数	割合
利用している	31	15.3
利用していない	151	74.4

<結果>



③ (すべての方に) 次年度以降も国の措置が継続されるならば、利用したいと思われませんか。

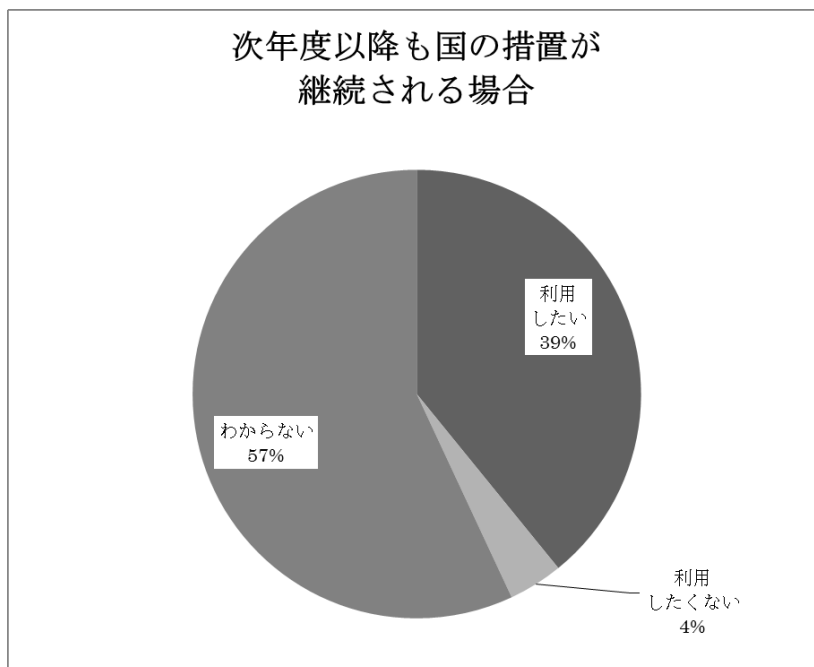
1. 利用したい 2. 利用したくない 3. わからない

*理由もお聞かせ下さい。

()

【回答集計・4 に回答した全員290名に対して】

	実数	割合
利用したい	90	31.0
利用したくない	9	3.1
わからない	131	45.2



【解説】

国の財政措置を知っている自治体が70%。逆に30%は知らないということです。2014年3月17日の文科省交渉では、この事実も指摘し、もっと周知徹底を要求しました。

ただ、利用しているという割合は、17%にしか過ぎません。大半が利用していない結果になっています。記述式のその理由を見ると、募集しても司書が不足しているので応募者がいない現実とか、国の措置に加えて県の措置がないと活用出来ない現実(=自治体の財政の困窮ぶり)などが浮かび上がります。東北地方のある自治体からは「震災復興が優先されるため」という回答もありました。「図書館の充実には長期的な計画が必要であるが、それが出来ていない」という声や、「地方交付税は使途に利用制限のない一般財源として交付され、学校図書館への人員配置の特定財源として扱われず予算化が難しい」・(だから)「財政当局の判断による」という声もありました。

質問②の「利用したいかどうか」を尋ねる質問に対する回答でも、「県の補助なら」という声があります。ある記述には、使わない理由として「県の補助があるなら、雇用形態などを希望通りに出来るから」というものがありました。文科省の財政措置では、その雇用形態や報告書などの形式で県とは違う複雑さなどもある、それが思い通りの雇用にはつながらないのではないかと推測します。また、国の措置にのみ頼った配置を行った場合、それが打ち切られた場合にどうするのか(=自治体単独では出来ない)という懸念もあるようです。

しかし、一方では、積極的な記述も目立ちます。「今まで市独自で支援員を採用し、読書活動支援事業を進めてきた。その結果、児童生徒の読書量が増えてきているので、更に充実を図るためには、

この措置を利用するなどして、読書活動の向上に努めたい」「子どもの学力を育てる観点からも読書習慣の確立は重要であるから」「（これを利用して着任日を）現在の週二日から三日に増やしたい」などです。

やはり、国からの財政支援は多くの自治体から期待されています。一層の充実を求めます。

5. 学校図書館に関わって、国や県の施策に対して貴委員会として何か要望したいことなどがありましたら、お聞かせ下さい。

【回答集計】・・・特徴的な回答を列記します。趣旨を変えない程度に字句修正など編集しています。

- ・（兼務ではなく）1 学校あたり1 名配置できるような財政措置の検討を
- ・司書教諭や指導員の研修会の実施
- ・専任司書教諭の配置が可能な財政措置
- ・他市町村との意見交換の場の設定
- ・国や県からの学校図書館を支える体制の確立
- ・一般財源ではなく 特定財源で
- ・「司書教諭が1 名いれば良い」というのが現状。校内の職員で対応していくのには限界がある。
- ・（ソフトも含む）管理システムと、他の所とも共通で使用できるデータベース化を。
- ・（2 校に一人・週3 0 時間を前提にした補助率ではなく）補助率の向上を。

【最後に】（冒頭にも記述していますが）

調査結果から、次のような状態を指摘できます。

- ① やはり、学校図書館に司書・担当職員がいることの教育的効果に対する共通理解は広まり、配置が徐々に増えています。この点では、特に自治体での多くの努力が見られます。
- ② その配置された司書・担当職員は非正規が中心であり、有資格の司書ではなく、資格を問わない担当職員が多い傾向にあります。
- ③ 自治体独自の予算では限界があります。国による予算措置の継続・増額と、使いやすい補助を望んでいる現実があります。

そこで、子どもたちのために学校図書館のさらなる改善・充実を求めて、次の点を要望します。

- ④ 学校図書館に司書・担当職員の配置を促進させるために、財政措置も含めたより一層の努力を国並びに地方自治体に求めます。
- ⑤ 司書・担当職員の配置は、原則として「学校司書（有資格の学校図書館職員）」（以下、この意味で私たちが解説の中で使用する場合、学校司書と略します）が法的に位置づけられた中、「専門・専任・正規」の雇用を求めます。